

薬剤師法施行細則（昭和二十七年福岡県規則第三十号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録の消除)</p> <p>第三条 政令<del>第六条第一項</del>及び第二項の規定による薬剤師名簿の登録の消除の申請は、様式第一号又は様式第二号によるものとする。</p>	<p>(登録の消除)</p> <p>第三条 政令<del>第四十条第一項</del>及び第二項の規定による薬剤師名簿の登録の消除の申請は、様式第一号又は様式第二号によるものとする。</p>